

糸満市農業委員会告示第3号

糸満市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針をここに公布する

平成30年2月23日

糸満市農業委員会
会長 国吉 真昭



糸満市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成30年2月23日 制定

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、糸満市農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

13ha/年間

【目標設定の考え方】

遊休農地面積は130ha（平成29年12月末現在）あり、10年以内の解消を目指す。

(2) 遊休農地解消の具体的な取組方法

- 日常活動として、農地パトロールや集落の農業者・自治会・老人会等と話し合いを持ち、農地所有者の状況や農地の現状把握を行う。
- 日常の活動や農地利用状況調査結果をもとに、遊休農地所有者宅を訪問するなど説明や相談活動を実施する。
- 毎月開催する「農地利用の最適化の推進に係る情報交換会議」において、遊休農地解消活動の情報交換を行う。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

17ha/年間

【目標設定の考え方】

平成29年3月末現在の農地集積率19.6%（農地集積面積308ha）を10年以内に30%にし、農地集積面積を471haとする。

※農地集積面積＝農地集積率×耕地面積（1,570ha）

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取組方法

- 日常活動として、集落の農業者・自治会・老人会等へ働きかけ、農地の出し手・受け手の掘り起こし活動を実施する。
- 日常の活動や農地利用意向調査結果をもとに、農地の出し手・受け手宅を訪問するなど説明や相談活動を実施する。
- 毎月開催する「農地利用の最適化の推進に係る情報交換会議」において、農地の出し手・受け手の情報交換を行う。
- 農地の出し手・受け手の利用調整を図るとともに、農地中間管理事業の活用を推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

10経営体/年間

【目標設定の考え方】

過去3カ年間（平成26年度11経営体、平成27年度14経営体、平成28年度8経営体）の現状を踏まえ、新規参入の目標を設定

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

- 日常活動として、農地パトロールや集落の農業者・自治会・老人会等と話し合いを持ち、農地所有者の状況や農地の現状把握を行い、新規参入者に対して農地情報等の提供を行う。
- 毎月開催する「農地利用の最適化の推進に係る情報交換会議」において、新規参入者の情報交換を行う。
- 糸満市や沖縄県、JA等の関係機関と連携し、新規参入の促進に取り組む。

4. その他

- 本指針については、農業委員、農地利用最適化推進委員の任期を踏まえ、概ね3年ごとに見直しを行うものとする。